

○ え 下 一 超 え 三 下 一 超	○ え 下 一 超 え 三 下 一 超
循環式硝化脱 窒型膜分離 活性汚泥法 (凝集剤を 添加して処 理するもの に限る)、 嫌気無酸素 好気法(有 限)	循環式硝化脱 窒型膜分離 活性汚泥法 (凝集剤を 添加して処 理するもの に限る)、 嫌気無酸素 好気法(有 限)

一〇 超 二〇 え を		
一 以 下		
嫌 氣 無 酸 素 好 法 方 法	循環式硝化脱 窒型膜分離 法、嫌氣無 酸素好気法 (有機物を 添加して処 理するもの に限る。)に 急速濾過法を 併用する。	式硝化脱窒 法(有機物 及び凝集剤 を添加して 処理するも のに限る。) に急速濾過 法を併用す る方法

	2		一〇を超えて三以下		二〇以下		三以下		一を超えて三以下		併用する方法
	前項第一号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。	(適用除外)	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	
第五条の六	前二条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道について、適用しない。	一 工事を施行するため仮に設けられる公共下水道又は流域下水道	二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道	（排水施設の構造の基準）	第五条の九	第五条の八	第五条の七	第五条の十	第五条の十一	第五条の十二	第六条

(公共下水道又は流域下水道の構造の基準)
第十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次とのおりとする。

第五条の八 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

一 堅固で耐久力を有する構造とすること。

二 コンクリートその他の耐水性の材料で造

り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度

のものとすることができる。

三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部

分にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措

置が講ぜられていること。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が

生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置そ

の他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられ

ていること。

(排水施設の構造の基準)

第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土

交通大臣が定める数値を下回らないものと

して、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下

水を支障なく流下させることができるものと

すること。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれ

のある部分にあつては、減勢工の設置その他

水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流

下する下水により気圧が急激に変動する箇所

にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燃

料含有量 第五条の五第二項に規定する計画放

流水質に適合する数値

ラム以下

二 大腸菌群数 一立方センチメートルにつき

三千個以下

三 浮遊物質量 一リットルにつき四十ミリグ

ラム以上

一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・

六 以下

2

一 公共下水道等の点�査は、公共下水道等の構

造等を勘査して、適切な時期に、目視その他

清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを

設けること。

二 又は勾配が著しく変化する箇所その他渠

清掃上必要な箇所にあつては、マンホールに

密閉すること。

三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因に

より腐食するおそれが大きいものとして国土

交通省令で定める排水施設にあつては、五年

に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により公共下

水流域下水道における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

きる構造とすること。

五 すばり又はマンホールには、蓋(污水を排

することができる蓋)を設けること。

六 公共下水道の排水区域における降水量、当該

雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は

海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排

除する雨水の流量を適切に調節することがで

前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道（流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の公共下水道を除く。）の各吐口から放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、一リットルにつき五日間に四十ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十九号）第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第三項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水についても排水基準が定められている放流水にかかる規制にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

前二項の規定によるものほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例により、同条第一項の排出基準のうち同法第二条第四項に規定する排水水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第一項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。（排水設備の設置を要しない場合）

第七条 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共

二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させ機能を有するものとすることができる。

四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、污水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。

六 下水管渠の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ますますマンホールを設けること。

イ もつばら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた（污水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

十 ますの底には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のであるためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインパートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

第八条の二 法第十一條の二第一項（法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排出する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一條の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九條の十若しくは第九條の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十一第一項第二号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次項、第九條の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九條の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

二　水素イオン濃度　水素指數五以下又は九以上であるもの

三　ノルマルヘキサン抽出物質含有量
　　イ　鉱油類含有量　一リットルにつき五ミリ
　　ロ　動植物油脂類含有量　一リットルにつき
　　ガラムを超えるもの

四　沃素消費量　一リットルにつき二百二十三ミリグラム以上であるもの

　前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)

第九条の二 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道(雨水下水道を除く。以下この条において同じ。)からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令措置法第八条第一項の規定による環境省令(水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた次条第一項各号に掲げる物質に係る排水基準(水質汚濁防止法第三条第三項及び第五項並びに第二十条第三号において同じ。)が当該下水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排出するとき。

二　当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として次条第一項に規定する物質の処理施設

あつては、当該条例を含む。により定められる窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。)に関する水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十三ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。

二 水素イオン濃度 水素指数五を超える未満

三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五百ミリグラム未満

四 浮遊物質量 一リットルにつき六百ミリグラム未満

五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

六 窒素含有量 一リットルにつき二百四十四ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

七 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる項目（同項第六号は第七号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量

がその処理施設（流域関連公共下水道）にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設（以下この項及び第九条の十一第二項において同じ。）で処理される污水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の污水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に關し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- 一 アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値を超過一・二五を乗じて得た数値とする。
- 二 水素イオン濃度 水素指数五・七を超える八・七未満
- 三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満
- 四 浮遊物質量 一リットルにつき三百ミリグラム未満
- 五 窒素含有量 一リットルにつき百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
- 六 煙含有量 一リットルにつき二十三ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

特定事業場から排除される下水に係る第一項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであつてはならない。

- 一 第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る水質に關し、当該下水が当該公共

三 水質汚濁防止法特定施設を設置しない特定事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合

四 一の施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月（次条第一号に掲げる施設である場合にあつては、一年）を経過したとき。

ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される污水の水質につき法第十二条の二第五項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。

（法第十二条の二第六項の政令で定める施設）

第九条の七 法第十二条の二第六項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで、第六十八号の二及び第七十一号の三に掲げる施設

二 ダイオキシン類対策法特定施設

（事故時の措置を要する物質又は油）

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー・二齐聚克ロエチレンに限る。）又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の四各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質（同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー・二齐聚克ロエチレンに限る。）又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。次号において同じ。）からの放流水について水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

(除害施設の設置等に関する条例の基準)
第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号の

規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第
四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚
濁防止法第三条第一項の規定による環境省令によ
り、又は同条第三項の規定による条例その他の
条例により定められた窒素含有量又は燐含有量
又は物質に關して水質の基準を定めるものとし
し、その水質は、それぞれ当該各号に定めるも
のより厳しいものであつてはならない。

一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五
度未満

二 第九条の五第一項第一号から第四号までに
掲げる項目 それぞれ当該各号に定める數値
三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同
号に定める數値。ただし、水質汚濁防止法第
三条第三項の規定による条例により、当該公
共下水道からの放流水又は当該流域下水道か
らの放流水について同号に定める基準より厳
しい排水基準が定められて いる場合にあつて
は、その数値とする。

四 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミ
リグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三
条第三項の規定による条例その他の条例によ
り、当該公共下水道からの放流水又は当該流域
下水道からの放流水について排水基準が定め
られている場合にあつては、当該排水基準
に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

五 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラ
ム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第
三項の規定による条例その他の条例により、
当該公共下水道からの放流水又は当該流域下
水道からの放流水について排水基準が定めら
れている場合には、当該排水基準に係
る数値に二を乗じて得た数値とする。

六 第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の
物質又は第九条第一項第一号に掲げる項目及

2
製造業又はガス供給業の用に供する施設か
公共下水道又は流域下水道に排除される下水

係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号掲げる項目（同項第四号又は第五号に掲げる目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、これららの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の四分の一以下であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむをえない理由があるときは、同項の基準より厳しものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目にして、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

二 温度 四十度未満

二 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第五条第三項の規定による条例により、当該公下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められていない場合にあつては、当該排水基準に係る数値

一・二五を乗じて得た数値とする。

三 水素イオン濃度 水素指数五・七を超

四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつ

五 日間に三百ミリグラム未満

六 窒素含有量 一リットルにつき百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

七 燐素含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第

で定める方法により検定した場合における数値とする。

(承認を要しない軽微な施設の維持)

第十一条 法第十六条ただし書(法第二十五条の二及び第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める輕微なものは、排水渠の開渠である構造の部分ではます清掃とする。

(汚濁原因者負担金の額)

第十一条の二 法第十八条の二(法第二十五条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させることのない汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者者は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第二百十一号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を及ぼす水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域連公共下水道に排除した当該物質の量に對する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参考して定めるものとする。

(工事負担金に係る下水の量の算出方法)

第十二条 法第十九条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される污水について、公共下水道の管渠(取付管渠を除く。)の当該污水が流入すべき部分における計画下水槽(合流式の公共下水道にあつては、そのうち污水に係る部分)に五分の一を乗じて計算するものとする。

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第一号法
第二十五条の三十第一項において準用する場合
を含む。)に規定する政令で定める基準は、次
の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当
該各号に定める基準とする。

一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定によ
り、公共下水道又は流域下水道(雨水流域下
水道を除く。次号において同じ。)からの放
流水について水質排出基準が定められている
場合 第九条の四第一項各号に規定する基準
(同条第四項に規定する場合においては、同
項に規定する基準)

二 条例の規定により、公共下水道又は流域下
水道からの放流水についてダイオキシン類に
係る排水基準が定められている場合 第九条
の四第一項第一号から第三十三号までに規定

四 窒素含有量
一リットルにつき二百四十三ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。
二 燃料含有量
一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。
五 物質又は第九条第一項第一号に掲げる物質以外の物質又は第九条第一項第一号に掲げる項目及び

三 水素イオン濃度 水素指数五・七を超
八・七未満

四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつ
五 日間に三百ミリグラム未満

六 游遊物質量 ラム未満

七 窒素含有量 ラム未満

八 プラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三
九 項の規定による条例その他の条例に
十 り、当該公共下水道からの放流水又は当該
十一 下水道からの放流水について排水基準が
十二 められている場合にあつては、当該排水基
十三 準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値と
十四 七 燐含有量 一リットルにつき二十三ミリグラ
十五 ム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第

流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流路による割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排放されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参考して定めるものとする。

(工事負担金に係る下水の量の算出方法)

第十一條 法第十九条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される汚水にて、公共下水道の管渠(取付管渠を除く)當該汚水が流入すべき部分における計画下水渠(合流式の公共下水道にあつては、そのうち河水に係る部分)に五分の一を乗じて計算するものとする。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質(同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスリー・一一ジクロエチレンに限る。)又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

同じくに挙記される下水は保るものに附る、又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

二 度未満 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値

三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該流域下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値が定まる。

ができるないと認められるときは、同項の基準より厳しむものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目において、それぞれ当該各号に定めるものより厳しくものであつてはならない。

二 温度 四十度未満

三 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第
一条第三項の規定による条例により、当該公
下水道からの放流水又は当該流域下水道か
の放流水について排水基準が定められてい
場合にはあつては、当該排水基準に係る数値
一二五を以て二等とす。

第十第一項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させること汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四八年法律第二百十一号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該

三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準

四 第一項第一号から第三十三号までに規定する基準（同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準）

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第五号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燃焼性物質の量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満

二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれ当該各号に定める数値

三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。

四 窒素含有量 リグリットルにつき二百四十三リグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に「一」を乗じて得た数値とする。

五 燃焼含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

六 第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質又は第九条第一項第一号に掲げる項目及び

び第九条の五第一項各号に掲げる項目以外の項目で、条例により当該公共下水道からの流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値

製造業又はガス供給業の用に供する施設か係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号掲げる項目（同項第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、これらの施設から排除される污水の合計量がその処理施設で処理される污水の量の四分の一以下であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の污水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむをえない理由があるときは、同項の基準より厳しものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目にし、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一 温度 四十度未満

二 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝性窒素含有量 一リットルにつき百二十五ミグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められていて場合にあつては、当該排水基準に係る数値

一・二五を乗じて得た数値とする。

三 水素イオン濃度 水素指數五・七を超

四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつ

五 浮遊物質量 一リットルにつき三百ミリ

六 窒素含有量 一リットルにつき百五十五ミグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が認められている場合にあつては、当該排水基に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とす。

七 燐含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第

項の規定による条例その他の条例により、(承認を要しない軽微な施設の維持)該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(汚濁原因者負担金の額)

第十一条 法第十六条ただし書(法第二十五条の二十及び第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。

第十一条の二 法第十八条の二(法第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させること汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者者は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第二百十一号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を及ぼす水質の汚濁の原因である物質の量、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参考して定めるものとする。

(工事負担金に係る下水の量の算出方法)

第十二条 法第十九条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠(取付管渠を除く。)当該汚水が流入すべき部分における計画下水算出(合流式の公共下水道にあつては、そのうち排水に係る部分)に五分の一を乗じて計算するものとする。

下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
一 学校教育法による短期大学若しくは高等専

門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、五年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。

四 駕を有するものであること
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相

(公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準)
第十七条 法第二十四条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。
一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。
イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。

八
二　流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
二　汚水（冷却の用に供した水その他の汚水）で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉢業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
本　流入施設、建築基準法第四十二条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれ

そのないものとして政令で定めるものは、
に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者が
下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない
構造であると認めたものとする。
一 量水標等を支持し、又は保護するための工
作物
二 電線を支持し、保護し、又は相互に接続す
るための工作物
三 下水を熱源とする熱（以下「下水熱」とい
う。）を利用するための熱交換器による下水
熱の効率的な利用のために必要な温度計その他
の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定
器を支持し、又は保護するための工作物
(公共下水道の暗渠に電線等を設けることがで
きる者)
第十九条の三 法第二十四条第三項第三号ロに規定
する政令で定める者は、放送法（昭和二十一年
年法律第五百三十二号）第一百二十九条第一項に規定
する送信設置事業者（之の設置する有線

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

2 する「船方送の業務を行ふ者は除く」とする規定は、法第二十四条第三項第三号に規定する政令で定める者は、公共下水道管理者が次に掲げる要件に該当すると認めた者とする。

、水道の合水管又は排水管等と公共下水
が無い時期及び方法を選ぶこと。
流入施設は、公共下水道の開渠部分、ま
ず又はマンホールの壁から突出させないで
設けるとともに、その設けた箇所からの漏
水を防止する措置を講ずること。

二 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること。

ること
二 その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能

あること。
二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるため必要な仕組み

四　流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。
五　下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。

イ 排水設備の設置及び構造に関する事項として、国土交通省令に定めるものが規定されており、水設備の設置及び構造の基準を定めるものにして次に掲げる要件に適合するものであること。

六 法第十二条第一項又は法第十二条の十一第一項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を

ているものであること 口
浸水被害の防止を図るために必要な最小限
度のものであり、かつ、排水設備を設置

(公共下水道の暗渠に設けることのできる物件)

いものであること。
、非く設輔の设置二の二地の形質、非く

(公共下水道の暗渠に設けることのできる物件)
十七条の二 法第二十四条第三項第三号に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすむ

ハ いものであること。
排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘査

して必要があると認める場合にあつては、
浸水被害対策区域を二以上の地区に分割
し、又は排水設備を設置する土地の用途そ
の他の事項に区分し、それぞれの地区又は
事項に適用する基準を定めるものであるこ
と。

(管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模)
第十七条の五 法第二十五条の三第一項に規定す
る政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が
百立方メートルのものとする。ただし、その地
方の浸水被害の発生の状況又は自然的・社会的条
件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域に
おける浸水被害の発生の防止を図るために必
要があると認める場合においては、公共下水道
管理者は、当該規模について条例で、区域を
限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未
満で、別に定めることができる。

(雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助)

第十七条の六 法第二十五条の十五の規定による
国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計
画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用
に二分の一を乗じて得た額とする。

**法第二十五条の十五の規定による地方公共團
体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計
画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用
に、前項に規定する国補助金の額、その地方
の浸水被害の発生の状況その他の事情を勘案し
て地方公共団体の定める割合を乗じて得た額と
する。**

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の七 流域下水道管理者は、法第二十五
条の二十三第二項(同条第七項において準用す
る場合を含む。)の規定により事業計画の協議
を申し出ようとするときは、申出書に事業計画
を記載した書類(事業計画の変更の協議を申し
出ようとするときは、その変更の内容を明らか
にする書類)及び次に掲げる事項(事業計画の
変更の協議を申し出ようとするときは、その変
更に係るものに限る。)を記載した書類を添付
し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業
計画にあつては、都道府県知事)に提出しなけ
ればならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域(雨水
流域下水道に係るものにあつては、予定排水
区域。第十七条の十第七号において同じ。)及び
その周辺の地域の地形及び土地利用の状況

二 計画下水量及び流域関連公共下水道から流
域下水道に流入する下水の量並びにその算出
の根拠

三 流域下水道からの放流水、処理施設におい
て処理すべき下水及び流域関連公共下水道か
ら流域下水道に流入する下水の予定水質並び
にその推定の根拠

四 下水の放流先の状況

五 每会計年度の工事費(維持管理に要する費
用を含む。)の予定額及びその予定財源

六 関係市町村の意見の概要

(都道府県知事に協議する事業計画)

第十七条の八 法第二十五条の二十三第二項(同
条第七項において準用する場合を含む。)に規
定する政令で定める事業計画は、次に掲げるも
のとする。

一 指定都市以外の市町村が設置する流域下水
道の事業計画

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画
のうち、第十七条の十第一号から第三号ま
で、第四号(処理施設に係る吐口の配置の変
更以外の変更に限る。)又は第八号のいずれ
かに該当する変更のみの変更に係る事業計画
(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)
に係る協議又は届出を受けた場合とする。

第十七条の九 法第二十五条の二十三第七項にお
いて準用する同条第四項又は第六項に規定する
政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下
水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更
に係る協議又は届出を受けた場合とする。

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の十 法第二十五条の二十三第七項に規
定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、
次に各号のいずれかに該当する変更及びこれに
関連する変更以外のものとする。

一 管渠(これを補完する貯留施設を含む。)
の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若
しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準
法第四十二条に規定する道路内における位置
の変更を除く。

二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するた
めの施設の新設又は配置、構造若しくは能力
の変更

三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の
変更

一 流域下水道からの放流水の吐口の配置の
変更

二 流域下水道に係るものにあつては、予定排水
区域。第十七条の十第七号において同じ。)及び
その周辺の地域の地形及び土地利用の状況

六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更
の根拠

(第一号から第三号まで又は前二号のいずれ
かに該当する変更に伴うものに限る。)

八 計画降雨の設定又は変更

九 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会
計年度外にわたる変更

(流域下水道の施設に設けることのできる物件)
(流域下水道の施設に設けることのできる物件)
(流域下水道の施設に設けることのできる物件)
(流域下水道の施設に設けることのできる物件)
(流域下水道の施設に設けることのできる物件)
(流域下水道の施設に設けることのできる物件)

(都市下水路に設ける施設又は工作物その他の
物件に関する技術上の基準)

第十九条 法第二十九条第一項に規定する政令で
定める軽微な行為は、第十六条各号に掲げるも
のを設ける行為で、次条第二号の規定によりそ
の例によるものとされる第十七条第一号ニ本文
及びホ、第二号イ及びホ並びに第三号イ及びニ
の規定に適合するものとする。

(都市下水路に設ける施設又は工作物その他の
物件に関する技術上の基準)

第二十条 法第二十九条第二項に規定する政令で
定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 都市下水路に汚水を流入させるために設け
る排水施設は、都市下水路の排水渠の開渠で
ある構造の部分、ます又はマンホールの壁の
できるだけ底に近い箇所に設けること。

二 第十七条第一号ハからホまで、第一号イ、
ハ及びホ、第三号並びに第四号の規定の例に
よること。

三 水質汚濁防止法第三条第一項若しくはダイ
オキシン類対策特別措置法第八条第一項の規
定による環境省令により、又は水質汚濁防止
法第三条第三項若しくはダイオキシン類対策
特別措置法第八条第三項の規定による条例そ
の他の条例により定められた排水基準に適合
する下水以外の物を都市下水路に入れるため
に設ける施設でないこと。

二 第十七條第一号ハからホまで、第一号イ、
ハ及びホ、第三号並びに第四号の規定の例に
よること。

三 水質汚濁防止法第三条第一項若しくはダイ
オキシン類対策特別措置法第八条第一項の規
定による環境省令により、又は水質汚濁防止
法第三条第三項若しくはダイオキシン類対策
特別措置法第八条第三項の規定による条例そ
の他の条例により定められた排水基準に適合
する下水以外の物を都市下水路に入れるため
に設ける施設でないこと。

(特定排水施設に係る下水量及び水質)
第二十一条 法第三十条第一項第二号に規定する
政令で定める量は、当該事業所が最も多量の汚
水を排出する一日における当該汚水の量百立
方メートルとする。

2 法第三十条第一項第二号に規定する政令で定
める水質は、第九条第一項第四号に該当する水
質又は第九条の四第一項各号若しくは第九条の
第五第一項(第一号ただし書、第六号及び第七号
を除く)若しくは第九条の十一第一項第一号に該
当する水質又は第六号に規定する基準に適合しない水
質とし、法第三十条第一項第二号に規定する政
令で定める量は、当該事業所が最も多量の汚
水を排出する一日における当該汚水の量百立
方メートルとする。

(都市下水路の維持管理の基準)
第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で
定める都市下水路の維持管理の基準は、次のと
おりとする。
(都市下水路の維持管理の基準)
第二十二条 法第三十条第一項に規定する政令で
定める技術上の基準は、次のとおりとする。
一 第八条第二号、第三号及び第八号から第十
一号までの規定の例によること。

二、管渠の勾配並びに排水管の内径及び排水渠の断面積は、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

九条の四第一項各号若しくは第九条の五第一項（第一号ただし書、第六号及び第七号を除く。）若しくは第九条の十一第一項第一号若しくは第六号に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設の敷地内においては、この限りでない。

(既設特定排水施設に係る事業所の大規模な増築又は改築)

第二十三條 法第三十条第二項に規定する政令で定める大規模な増築又は改築は、事業所の建築物の延べ面積（事業所の建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計。以下この条において同じ。）が十分の三以上の増加となる建築物の増築又は改築部分の床面積の合計が事業所の建築物の延べ面積の二分の一以上である建築物の改築とする。

二十四条 法第三十二条第十項（法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

二 相手方である公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者

第二十四条の二 法第三十四条の規定による国の
地方公共団体に対する補助金の額は、次の各号
に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号

に定める額とする。

(第三号に掲げる費用を除く。) 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額イ 公共下水道(特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道(以下この

項において、「特定公共下水道」という。()を除く。)の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用(国土交通大臣が定める費用を除く。)当該費用の額に二分の一(終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の五、大臣が定めるものにあつては、十分の五、五)を乗じて得た額

渠の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとす る。

い水質とする。
　水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量

業費事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

二 流域下水道の設置又は改築に要する費用（次号に掲げる費用及び国土交通大臣が定める費用を除く。）当該費用の額に二分の一（終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、三分

の二)を乗じて得た額

められた削減目標量の一部に相当するものとして当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は燐含有量を削減するために行う当該高度処理終末処理場の設置又は改築（国土交通大臣が

定めるものに限る。)に要する費用(国土交通大臣が定める費用を除く。)次に掲げる当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 公共下水道（特定公共下水道を除く。）当該費用の額に二分の一（国土交通大臣が

乗じて得た額 口 定める費用にあつては、十分の五・五）を
特定公共下水道 当該費用の額から公害
防止事業費事業者負担法第四条第一項若し

くは第三項の規定による負担額又は国士交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

三分の二) を乗じて得た額

四 都市下水路の設置又は改築に要する費用
当該費用の額に十分の四を乗じて得た額

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

一 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する公共下水道

二 指定都市が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの

イ 一般公共下水道のうち、予定処理区域の面積が百ヘクタール以下のもの又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続するもの

ロ 雨水公共下水道

三 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する流域下水道

四 都道府県以外の地方公共団体が管理している都市下水路

第二十四条の四 法第三十七条第三項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第三十七条第一項の指示をするため必要な場合とする。
(都道府県知事が報告を徴する場合)

第二十五条 法第三十九条第二項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第三十七条第三項の指示をするため必要な場合とする。
(報告の徴収のできる下水の水質等)

第二十五条 法第三十九条第一項第四号に該当する指示をする水質は、第九条第一項第四号に該当する指示をするため必要な場合とする。

規定により当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。次項において同じ。）の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用する場合については、法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関する同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

3 法第三十九条の二に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十四年四月二十三日）から施行する。

（排水設備に関する経過措置）

2 第八条第七号から第十号までの規定は、この政令の施行の際現に存する排水設備については、これを改築する場合を除き、適用しない。（平成四年度までの国庫補助の特例）

3 公共下水道（特定公共下水道を除く。）、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に要する費用についての第二十四条の二第一項の規定の平成四年度までの各年度における適用に關しては、同項第一号中「十分の四」とあるのは「十分の六（終末処理場の設置又は改築に要する費用で建設大臣が定めるものにあつては、三分の二）」と、同項第二号中「二分の一」とあるの

道に係るものとして建設大臣が指定するものを除く。)の設置又は改築に要する費用のうち建設大臣が定める費用(以下「特定費用」という。)にあつては四分の三、小規模な流域下水道に係るものとして建設大臣が指定する終末処理場の設置又は改築に要する特定費用以外の費用にあつては十分の六」と、同項第三号中「三分の一」とあるのは「十分の四」とする。(昭和六十一年度の特例)

4 前項の規定の昭和六十一年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の一」とあるのは「十分の六」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。

(昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度の特例)

5 附則第三項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の一」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の一」とあるのは「十分の五・五」と、「二分の一」とあるのは「二分の一」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」とあるのは「十分の五・五」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」とあるのは「十分の五・二五」と、「四分の三」とあるのは「十分の五・七五」とする。

(法附則第五条第一項の規定による貸付金の償還期間等)

6 附則第三項の規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の一」とあるのは「十分の五・五」と、「二分の一」とあるのは「二分の一」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「三分の一」とあるのは「二分の一」とあるのは「十分の五・二五」と、「四分の三」とあるのは「十分の五・七五」とする。

(法附則第五条第一項の規定による貸付金の償還期間等)

7 法附則第五条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。

9 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

10 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

11 法附則第五条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

附 則（昭和三六年一二月二六日政令第427号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年七月一八日政令第一二一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年一〇月一四日政令第三〇六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一七日政令第一八八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十六年六月二十四日から施行する。

附 則（昭和四六年六月二三日政令第二〇三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、下水道法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第四百四十一号）の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

附 則（昭和四七年四月二十四日政令第八二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年六月一五日政令第二一五号）抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。

<p>1 (施行期日) この政令は、昭和四十八年三月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四九年一月一六日政令第九号)</p> <p>この政令は、昭和四十九年七月一日から施行する。</p>
<p>2 1 この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>この政令による改正後の下水道法施行令第二十四条の二第三項及び附則第四項の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国の補助金から適用する。ただし、昭和四十八年度以前の年度の予算に係る国の補助金で昭和四十九年度以降に繰り越されたもの、昭和四十八年度の国庫債務負担行為に基づき昭和四十九年度以降に支出すべきものとされた国の補助金及び建設大臣が定める費用についての昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度の予算に係る国の補助金に関するは、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (昭和四九年八月二〇日政令第二九五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、法の施行の日 (昭和四十九年九月一日) から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四九年一〇月二四日政令第三五四号)</p> <p>この政令は、昭和四十九年十月三十日から施行する。</p>
<p>附 則 (昭和五〇年一〇月九日政令第二九八号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五一年一二月二一日政令第三一〇号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律 (以下「一部改正法」という) 第二条、附則第二条及び附則第三条の規定の施行の日 (昭和五十二年五月一日) から施行する。</p> <p>(一部改正法附則第二条第一項の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第八百八十八号) 別表第二に掲げる施設 (下水道法第十二条の二第一項の政令で定める施設に該当するものを除く。) とする。</p>

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、海岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度）の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものについては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお前述の例による。

等産業開発道路整備臨時措置法施行令及び河川法施行令の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十一年度（昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度（昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年九月四日政令第二九五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一月四日政令第三六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（昭和六三年八月二六日政令第二八八号）

（施行期日）

この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成元年四月一〇日政令第一〇一號）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年四月一〇日政令第一〇二號）

（施行期日）

改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令（附則第三条の二及び第十五条第一項の規定を除く。）及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、平成元年年度及び平成二年年度（平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度（昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助並びに昭和六十二年度及び昭和六十三年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度(平成元年度の特例に係るものにあっては、平成元年度以後の年において同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成三年六月一四日政令第二〇九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年六月二六日政令第二一八号）抄
(施行期日)
この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という）の施行の日（平成四年七月四日）から施行する。

附 則（平成五年三月三一日政令第九四号）抄
(施行期日)
この政令は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）
改正後の道路の修繕に関する法律の施行に関する政令、道路法施行令、都市公園法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成五年九月一六日政令第二九五号）
この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成五年一二月三日政令第三八〇五号）
(施行期日)
この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成五年十二月十五日）から施行する。

附 則（平成五年一二月二七日政令第四八号）
この政令は、平成六年二月一日から施行する。

域下水道の終末処理場である処理施設（これを補完する施設を含む）の構造の技術上の基準については、なお従前の例による。
附 則（平成一八年一月一〇日政令第三五四号）
この政令は、平成十八年十一月十一日から施行する。
附 則（平成二三年三月一六日政令第二二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。
附 則（平成二三年六月一四日政令第一八一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）。以下「放送法等改正法」という。の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。（罰則に関する経過措置）
第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成二三年一〇月二八日政令第三二号）
（施行期日）
1 この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。（経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成二三年一月二八日政令第三六三号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第六条、第九条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定を除く。）の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。
附 則（令和三年一〇月一九日政令第二九六号）
この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。
附 則（令和四年七月一五日政令第二四八号）
この政令は、令和四年八月二十日から施行する。

附 則（令和六年一月四日政令第二号）
この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び第九条の十の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。
附 則（令和七年七月一五日政令第二四八号）
この政令は、令和八年八月二十日から施行する。
附 則（令和九年九月一〇日政令第二九七号）
この政令は、令和九年十月一日から施行する。